

〔その他〕

新型コロナウイルス感染症に対する三重県立看護大学の取り組み (第2報)

— リスク管理の観点から (2020年7月~2021年3月) —

Strategies to Coronavirus disease 2019 at Mie Prefectural College of Nursing (2nd Report) — from perspective of risk management (from July 2020 to March 2021) —

2020年度 三重県立看護大学リスク管理委員会

小松 美砂¹⁾ 菱沼 典子¹⁾ 笠谷 昇¹⁾ 浦野 茂¹⁾ 永見 桂子¹⁾
出井 隆裕¹⁾ 寺 春彦¹⁾ 萬野 智¹⁾ 大田 浩¹⁾ 大森 聖子¹⁾

【要 旨】

新型コロナウイルス感染症に対する2020年2月から6月までの本学の取り組みについては、既に本学紀要特別号において報告している。その後も新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、大学に対しては文部科学省高等教育局から、感染拡大防止に向けた徹底した取り組みと共に、学修機会を確保する必要性が示された。

本学においても様々な対策を実施したため、第1報に引き続き、今後の感染症発生時に資するよう、2020年7月から2021年3月の本学の取り組みを第2報として整理する。本稿ではカリキュラムの運用や学生への対応を中心に、リスク管理の観点から取り組みを振り返るとともに、2021年度に向けた準備および課題を示した。

【キーワード】 新型コロナウイルス感染症 大学 リスク管理 教育の継続

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症 (coronavirus disease 2019、以降COVID-19とする) に対する2020年6月までの本学の取り組みについては、既に本学紀要特別号において報告している¹⁾。その後も感染拡大は続き、三重県においては8月3日から8月31日まで、県独自の「緊急警戒宣言」が発出された。また、2021年1月7日には、首都圏1都3県を対象区域に、続いて愛知県・岐阜県等の府県に、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、三重県においても1月14日から3月7日まで、2回目の「緊急警戒宣言」が発出された。

COVID-19に係る状況としては、従来よりも重症化しやすい可能性のある変異株が世界各地で報告され、

日本および県内においても複数確認されるなど、終息の見通しが立たない状況が続き、2021年3月末の国内での感染者は472,112例、死亡者は9,113名に上っている²⁾。

一方、メッセンジャーRNAワクチンが世界各国で開発され、日本においても2021年2月中旬から、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者等の順にワクチン接種が計画・実施されている。

このような中、大学に対しては文部科学省高等教育局から、感染拡大防止に向けた徹底した取り組みと共に、学生に寄り添い、質の高い学修機会を確保する必要性が示された³⁾。本学においても様々な対策を実施したため、本稿では2020年7月から2021年3月の本

1) Misa KOMATSU, Michiko HISHINUMA, Noboru KASATANI, Shigeru URANO, Keiko NAGAMI, Takahiro DEI, Haruhiko TERA, Satoshi MANNO, Hiroshi OOTA, Satoko OOMORI : 三重県立看護大学

学の取り組みについて、カリキュラムの運用や学生への対応を中心に整理する。

Ⅱ. カリキュラム運用等、学事について

1. 時間割および授業の調整

時間割については、第1報でも報告しているとおり、通学時の公共交通機関の混雑を避けるため、前期・後期とも、10時40分（2限）から授業を開始した。それに伴い、学生が通学時に使用するバスの便を交通機関と調整し、学生に周知した。

7月以降は、一部の科目においてMicrosoft Teamsを活用したオンライン授業を継続したが、大半の授業を対面で実施した。また、1教室あたりの座席数を制限するため、2教室同時配信型の授業が実施できるよう整備した。

2021年に入り感染が拡大する中、年末年始の移動や、成人式等の行事に伴う感染リスクを考慮し、1月5日から、1・2年生は遠隔授業に変更した。ただし、3年生の臨地実習は継続し、4年生の国家試験対策等の出校は認めるなど、学修機会を確保した。

授業方法の変更に伴い、成績評価基準等に変更が生じた場合には、シラバスを修正し学生に明示した。また、COVID-19の影響を受け欠席した学生については、不利益が生じないように補講期間を設け、学生の状況に応じて、オンライン授業や課題提示等により学修を補う特例措置を行った。

緊急事態宣言等の発出時の対応についても事前に想定し、三重県もしくは全国的に発出された場合には、全学的にオンライン授業に切り替え、三重県以外の近県に発出された場合には、当該地域から通う学生のみオンライン授業とするなど、柔軟な体制を整えた。また、個別の事例が生じた場合には、リスク管理委員会もしくは教務委員会で対応を検討することとした。

緊急時には、学生に確実に連絡するため、学内の安否情報確認システムを活用し周知した。非常勤講師に対しても、教務学生課から随時、本学の取り組みや対応を説明し、協力を得た。

大学院については、科目履修者が少数であり、時間割を柔軟に調整できることや、多くの大学院生が医療機関等に勤務している状況もふまえ、年間を通して、ライブ配信やオンデマンドによる録画の視聴など、オンライン授業を取り入れ教育を継続した。また、感染

拡大により研究計画やデータ収集等が滞った大学院生への支援として、臨時の中間審査の設定や、論文提出期日の延長等を行った。

教育におけるオンライン化に対応するため、教員にはタブレット端末が1人1台貸与され、授業や実習、在宅勤務等において活用した。COVID-19は教育に多大な影響を及ぼしたが、学部生・大学院生の学業に支障が生じないよう全学的に取り組み、通常通りカリキュラムを運用し、教育を継続することができた。

2. 学内における感染対策

COVID-19に係る本学の感染防止対策および対応については、第1報でも報告したとおり、2020年3月末に周知していたが、感染拡大に伴い新たな課題への対応について追記が必要となったため、Ver2を作成し、11月末に学生および教職員に配布した。

学生は出校時に、大学入口、教室前等に設置した消毒液で手指消毒を行い、授業開始前に「体温・症状チェック表」に各自記入することを義務づけ、学生の体調を把握した。学内では常時、マスクを着用するため、夏季には熱中症対策として水分補給や屋外での対応等を周知し、学生の健康管理に努めた。講義室では、学生間の距離をとるため、3名掛けの机の中央に×印をつけ、2名で着席するようにした。また、休憩時間には全ての窓・ドアを開け、授業中も状況に応じて換気を行うなど、感染防止対策を徹底した。特に、グループワークや演習時には、近距離での会話や接触により感染リスクが高まるため、フェイスシールドを着用し、実施前の健康状態のチェック、実施中の換気、実施後の清掃等の対策を行った。食堂はテイクアウトのみの販売とし、食堂・学生ホールの使用を禁止し、昼食は講義室で会話をせずにとることとした。学内の環境整備としては、アクリル板の設置や、トイレの洋式化および洗面所の自動水栓化等を行った。

このような感染防止対策について学生に説明する際には、医療従事者を目指す者として、感染症を正しく理解し、自分の行動に責任を持つよう指導した。また、感染は自身や家族にも起こりうることであり、他人事ではないため、個人への偏見や差別につながる行為や、人権侵害、誹謗中傷等は許されないことを伝えた。

県の関係部門とも情報を共有し、学内における感染者発生時の出校停止措置や学内の消毒作業、学内外へ

の周知といった対応の流れを事前に整理した。また、県知事からのメッセージや、県独自の「緊急警戒宣言」の発出、COVID-19に係る「三重県指針」の変更等については、随時、事務局から学生および教職員に情報提供し、適切な対応を促した。

3. 臨地実習に関する対応

COVID-19が拡大した2020年度における看護学実習は、実習施設の受け入れ状況等をふまえ、一部学内となったが、9月以降は臨地での実習も再開した。そのため、「うつらない、うつさない」を基本とした感染対策について、実習小委員会や教務委員会とともに6月に書類を作成し、学生、教員、実習関係者に明示した。その後、感染状況に応じて内容を更新したため、最終版を資料として添付する(資料1)。主な内容として、実習開始2週間前および実習期間中は課外活動およびアルバイトを禁止し、毎日健康状態および自己の感染リスク行動についてチェックした用紙を、実習担当教員または担当臨地実習指導者に提出することを義務づけた。また、未提出など確認できない場合は、その日は実習できないものとし、教員も学生と同様に健康チェックを行った。衛生物品については、実習施設の状況に応じて、サージカルマスク、消毒液、フェイスシールド、使い捨て手袋、ビニールエプロン等を大学で準備し、実習時に使用した。

学内実習においても、臨地と同様に実習前から健康管理等を行った。学生が実習目的・目標に到達するために、領域の特徴に応じてシミュレータやモデル人形等を増設し、臨地に即した技術演習や看護過程の展開を行った。また、オンラインでグループワークを行うなど、各領域が実習内容を工夫した。学内実習で使用する実習室や教室、昼食場所等は、実習ワーキンググループを中心に調整し、感染対策を徹底するとともに、学修環境を確保した。

感染による出校停止や、濃厚接触等により自宅待機となった場合には、出席と同様の扱いとした。また、出席日数が実習期間の4分の3を満たさない場合には、追実習の対象とし、実習期間を調整するなど柔軟に対応した。

2020年度の臨地実習に係る体験や学びについては、全ての実習終了後にFD活動の一環として、各領域から発表を行い、教員間で共有した。発表内容は、本来

の実習目標への到達に向けて工夫した点、新たに取り組んだ内容、次年度に向けての課題等であった。学長から、2020年度の臨地実習を通じて、臨地実習に求められることや、シミュレーションで可能なこと等がわかってきたため、今回の体験を今後の教育に資する必要性が示された(資料2)。

4. 定期試験の実施

前期定期試験は感染対策を行った上で、例年に準じて実施することができたが、後期定期試験は、更なる感染拡大に伴い、通常よりも教室の座席数を減らし、学年によって試験日を変えるなど、密を避けるための対策を講じる必要性が生じた。

そのため、後期定期試験には遠隔試験を一部導入した。遠隔試験は、他の試験と同様に試験室を設定し、科目責任者を含む2名が試験監督者となり、Microsoft Teamsを用いて厳正に実施した。具体的には、試験専用のクラスとして、1学年を50名ずつの2クラスに分け、専用のアカウントを作成した。試験開始前には大画面モニターを活用し、学生の呼名および学生証の提示により本人確認を行った。その後は、試験終了までカメラの前から移動しないことを義務づけ、試験開始時にMicrosoft Formsで作成した試験問題を、専用アカウントに一斉送信した。試験中に通信が途絶えるなどのトラブルに備え、本学情報センターのシステムエンジニアが試験室に同席し、学生の申し出に迅速に対応した。解答の送信は、試験終了後に一斉に行うよう事前に周知し、全員の解答の提出を確認した上で退出を許可した。

遠隔試験は初めての試みであり、試験問題作成時の工夫や、学生のWeb環境の確保など、課題は残されているため、さらに検討する必要があるが、大きな支障なく実施できたことから、今後も状況に応じて取り入れることが可能と思われる。

5. 2021年度入学者選抜に係る対応

入学者選抜について、COVID-19の影響により生じる様々なケースを想定し、入試委員会を中心に検討を重ねた。COVID-19に罹患した受験生に対する受験機会の確保としては、特別選抜、一般選抜前期日程および一般選抜後期日程において追試験日を設定し、準備を行った。

選抜試験当日は、入場口での手指消毒や検温の実施、受験者の十分な座席間隔の確保、昼食時の感染防止、試験監督のフェイスシールドの着用といった対策を行った。体調不良者への対応についても、他の受験生との接触を避けるための対策等について、事前に検討した。これらの取り組みにより、全ての入学者選抜を予定通り実施することができた。

6. 卒業式・修了式

2020年度看護学部卒業証書・学位記授与式および大学院看護学研究科後期修了証書・学位記授与式は、規模を縮小し、保護者や来賓は招かず、教員は別室の大画面で同時中継を視聴する形で開催した。卒業生には事前に、海外旅行の禁止や、卒業式2週間前からの県外移動の禁止、体調管理等について指導を行った。

当日は、卒業生、設置主体から三重県副知事、大学後援会長、学長および一部の教職員のみが参列した。例年と異なる主な点として、学歌斉唱は行わず、卒業証書・修了証書は、学長から代表者に授与された。

2019年度に引き続き、学生の謝恩会委員会は謝恩会を中止したが、2019年度に挙行できなかった卒業式を、規模を縮小したものの開催できたことは、卒業生にとって貴重な思い出となったと思われる。また、参列いただけなかった来賓の方々に、事前に卒業生へのメッセージを依頼し、式当日に披露するなど、昨年度の経験をふまえ対応を行った。

Ⅲ. 学生への対応

1. 注意喚起および支援

感染拡大時や夏季・冬季・春季休業等、必要に応じて、学生委員会から注意喚起を行った(資料3)。内容は、体調管理、COVID-19に関する連絡先や報告事項、他大学と合同で行う課外活動やサークル活動等の禁止、感染拡大地域への移動の自粛、会食やイベント等への参加に係る注意事項等であった。学生には、頻繁にメールを確認し、重要な連絡を見逃さないよう指導し、注意喚起した内容を教職員と共有した。

学生への支援として、例年、チューター教員から学生に手渡ししていた成績通知書を、教務学生課で配布するなど、感染対策に伴い学生と面談する機会が減少したため、オンライン面談やメール送付等、各教員が工夫し、学生への支援を継続した。経済面の支援とし

ては、「みかん大進学支援給付金」を原資とした助成や、無利子貸付金の創設・運用、国や学生支援機構の臨時的給付金の給付を行い、教務学生課が個別の相談に対応した。

2. 濃厚接触者等への対応

体調不良者が生じた場合には、教務学生課が窓口となり、即座に連絡をとり、状況を確認した。また、保健所等から濃厚接触者として特定される前であっても、濃厚接触した場合には、健康状態に注意し、慎重に行動するよう指導した。さらに、濃厚接触者には該当しないが接触者となった場合など、心配なことが生じた際には、1人で抱えず、健康管理室や教務学生課等に随時、相談してほしいと周知した。

学生本人だけでなく、同居の家族、直近数日間に食事を共にした友人等、身近な者がCOVID-19に感染もしくは濃厚接触者に該当した場合についても、教務学生課に報告し、その者のPCR検査結果が出るまで、出校せず自宅待機とした。

学生が濃厚接触者もしくは有症者としてPCR検査を受けた場合には、陽性の場合には、学校保健安全法施行規則の改正により、第一種感染症と指定されていることから、完治するまで出席停止とし、治療に専念することとした。また、PCR検査が陰性の場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間は、潜伏期間を考慮した健康観察期間となるため自宅待機とし、健康観察期間終了後に発熱などの症状がない場合には、出校を許可することとした。

自宅待機中、健康状態に支障がない学生には、ライブ配信もしくはオンデマンドによるオンライン授業を受講できるよう調整した。欠席した学生については、補講期間を定め、期間内にオンライン授業や課題提示等を行い、欠席分の代替措置とする等の調整を行った。

3. 学生ホール等、学内設備の利用

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学生が密になることを避けるため、学生ホールの使用を禁止し、電子レンジや自動販売機の使用のみ許可した。また、例年実施している、学生の自己学修を目的とした演習室の開放も行わなかった。しかし、図書館については感染対策を徹底し、学生が継続して活用できる場とした。

また、メディアコミュニケーションセンターと連携

し、資料レポート管理システムや図書館の医学系雑誌論文データベースを、自宅でも利用可能にするなど、学生が自主的に学修できる環境を整備した。

4. 就職説明会の開催

例年、5月に実施している就職説明会は、8月に延期し、Zoomによるオンライン説明会に変更したが、医療保健機関23団体、延べ268名の学生が参加し、例年と同様の規模で開催することができた。後半は団体ごとにブースを作り、学生が希望するブースに入り、説明を受けることができるよう、学生委員会が調整した。

終了後の学生へのアンケートでは、「参加して良かった」「参加しやすかった」と答えた学生が多く、医療保健機関へのアンケートにおいても、オンラインでの開催は参加しづらいと回答したのは1団体だけであった。学生および医療保健機関から肯定的な評価が得られたため、オンラインの効果的な活用について、今後検討していくこととした。

5. 4年生への看護技術支援

感染拡大に伴い、2020年5月の看護総合実習を学内に変更したことにより、臨地における実践経験が少ないまま就職する状況をふまえ、4年生を対象に、基礎看護学領域が看護技術に関する支援を行った。

支援内容としては、実習室で通常使用できる物品に加え、感染予防技術物品、吸引や導尿に関する物品、点滴セット等の物品を自己練習用に準備した。また、シミュレーションモデルの利用方法や学習可能な内容を紹介し、3月中に6日間、各日2時間程度、基礎看護学の教員が実習室に待機する日時を設け、看護技術に関する相談を受け指導を行うことについて、4年生に周知した。

実施にあたっては、検温やフェイスシールドの着用、密にならないための人数制限等の感染対策を行った。教員の待機日に技術練習を行った学生は12名、教員不在日に自己練習を行った学生は2名であった。学生はシミュレータを用いたフィジカルアセスメントを中心に、ガウンテクニックや尿道留置カテーテル、吸引等の技術について積極的に練習を行った。参加した4年生からは、「自分に不足している知識や技術を再確認できた」といった感想が得られたため、4月からの

就職に向け学生を支援することができたと考える。

6. COVID-19ワクチン接種について

2021年2月16日に厚生労働省から示された「接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について」の通知において、ワクチン接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等に、医学部生等の医療機関において実習を行う者について、実習の内容によりCOVID-19患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできることが示された⁴⁾。

この医学部生等には看護学生も含まれるため、県医療保健部等と連携し、学生および臨地実習に関わる教員の住民票登録住所等の確認を事務局で行い、県に接種者リストを提出した。学生へのワクチン接種に関する周知においては、健康管理室が作成したワクチンの効果や副反応に関する説明文書を添付し、基礎疾患の有無など接種要注意者の把握も含め、Microsoft Formsを活用し一斉調査を行った。

COVID-19ワクチンは、1回目接種後に間隔を空け2回目を接種する必要があるため、三重県においても高齢者接種を控え接種予定者の絞り込みがなされていることから、2020年度内には接種時期の目途が立たなかったが、これらの状況を教職員と共有し調整を行った。

IV. 2021年度に向けた準備

2021年度の授業は、2020年度と同様に、原則、2限からの開始とし、対面授業を中心に時間割を調整している。また、感染拡大時等にスムーズにオンライン授業に移行できるよう、1・2年生の授業科目の一部をオンライン授業としている。また、2020年度から運用を開始した学内Wi-Fiを活用した講義の実施や、2021年度からは電子教科書を一部導入することとなったため、新入学生には入学前案内において、授業でパソコンを利用することや、本学が推奨するパソコンのスペックについて具体的に周知した。

大学院については、COVID-19リスク回避の観点と、遠隔地からの入学者の受講の利便性も考慮し、教育効果を担保しながら、オンラインの活用を進める方針を決定している。また、学部・大学院ともに、図書館の医学系雑誌論文データベースを、2020年度と同様に、

自宅でも検索できるよう調整している。

実習に関わる今後の取り組みとしては、臨地での実習時間が縮小したことの補填として、模擬電子カルテシステムを全学的に導入し、学生が自ら必要な情報を収集する能力を養うために活用することとした。また、遠隔地の実習施設に公共交通機関を利用して通う学生について、一定の条件（実習施設の敷地内での駐車が認められる等）のもと、自家用車の使用を許可することとし、申し合わせ事項や誓約書等を整理した。国際看護学実習は、国外での実習を中止しているため、オンラインを活用した交流や、国内での異文化交流など、新たな国際交流について検討している。

本学の感染防止対策および対応については、社会情勢をふまえVer3を作成し、注意事項を明示した掲示の内容も更新した。これらは4月の入学生オリエンテーション、在学生へのガイダンスにおいて、配布および説明し、感染防止対策を継続して実施する。また、昨年は人の移動が増える3月末から感染者が散発し、4月中旬にピークを迎えた経験から、在学生だけでなく新入学生に対しても、入学手続きの書類やホームページにおいて、体調管理の徹底と、リスク行動の自粛を呼びかけた。

今後の課題として、感染防止対策を徹底した上で、学生がより充実した学生生活を送り、学業に専念できるよう、環境を整備する必要がある。そのため、学生ホールについては、休憩や自己学修の場としての使用を許可する方向で検討を進めている。学生ホールは1テーブル2名以内での使用を厳守し、テーブルにはアクリル板を設置し感染対策を行う。昼食時は使用を禁止するが、学生が有意義に活用できる場となると考える。

また、学生が主体的に学修するスペースとして、ラーニングコモンズを新設し、2021年度から利用を開始する。学生ホールと同様に、密にならないための制限や、使用上のルールは必要となるが、様々な学びに活

用できるため、学生の学修意欲につながると思われる。

V. おわりに

リスク管理委員会は2020年度に計25回の会議を開催し、COVID-19の感染状況に応じた様々な対策を、学生・教職員とともに実施してきた。また、COVID-19を契機に新たな取り組みを多く導入し、学内の環境を整備した。今後はこれらの経験を通じて得た学びを活かし、より質の高い教育活動を実践することが課題である。

COVID-19には、依然として未知の部分が残されているが、基本的な対処方法は示されてきている。2020年度に実施した本学の取り組みの効果や改善点を明確にし、予測されるリスクを回避あるいは最小限に抑え、学生が充実した学生生活を継続できるよう、今後とも教職員一丸となって取り組みたい。

【文 献】

- 1) 菱沼典子, 笠谷昇, 小松美砂, 他: 新型コロナウイルス感染症に対する三重県立看護大学の取り組みーリスク管理の観点から (2020年2月~6月), 三重県立看護大学紀要, 特別号, 1-12, 2020.
- 2) 厚生労働省健康局: 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (令和3年3月31日版), 2021.4.14, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17801.html
- 3) 文部科学省高等教育局: 大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について (周知) (令和2年9月15日付), https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 4) 厚生労働省健康局: 接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について (令和3年2月16日付), <https://www.mhlw.go.jp/content/000740164.pdf>

【資料】

資料1 臨地実習の実施に対する新型コロナウイルス感染症（Covid-19）対策

三重県立看護大学

教務委員会・リスク管理委員会

令和2年11月30日

令和2年度6月に「令和2年度 今後の臨地実習の実施に関する感染対策」を策定し、「うつらない、うつさない」を基本とし、全ての人々を新型コロナウイルス感染の不顕性感染者であると想定し、出来得限りの感染予防対策を取った上で臨地実習を実施している。新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、これを基本として臨地実習における感染症対策を継続して実施する。

大学は、学生自身が新型コロナウイルス感染者または不顕性感染者と仮定し、実習施設の運営に支障を生じさせないようにできる限りの感染予防対策を行う。また、実習施設においても、施設内感染予防対策の対象者に学生を加えて、学生の感染予防に共に取り組めるよう、願います。

感染予防策をとったうえでもなお、感染リスクが高くなった場合や、感染が発生した場合は、実習の中断や中止もあることを、了解いただきたい。

この感染症対策は、先に策定した「今後の臨地実習の実施に関する感染対策」を基本に作成しているが、新型コロナウイルスの感染状況等によって随時変更する。

1. 大学で行う感染予防対策

1) 学生の健康状態チェックと感染リスク行動の回避

(1) 学生自身による健康状態・感染リスク行動のチェック

- ・学生は、実習開始2週間前および実習期間中の毎日、健康状態および感染リスク行動について、毎朝家を出る前までにチェックする。
- ・チェックには、原則として「Covid-19 感染予防用『健康・リスク行動チェック表』（実習開始前）」または、「同表（実習期間中）」を用いる。
 - *「Covid-19 感染予防用『健康・リスク行動チェック表』（実習開始前）」の配布・使用については、各実習担当者の指示に従う。

①健康状態および感染リスク行動のチェック

- ・「健康・リスク行動チェック表」の項目に従って、「健康状態」として体温・諸症状の有無を実習2週間前から毎日チェックする。
 - *37.5 度以上を発熱の基準とするが、これ以上であった場合でも基準とする体温を過去の「健康・リスク行動チェック表」等により説明できれば良いものとする。
 - *原因が明確な症状の場合（偏頭痛、生理痛、アレルギー性鼻炎など）で、自己管理ができてい
る症状についてはその旨をチェック表に記入する。この場合については実習参加を可とする。
- ・「健康・リスク行動チェック表」の項目に従って、「感染リスク行動」として人が密集し、換気が不十分な環境への5分以上の滞在の有無を毎日チェックする。密集場所等への滞在が「有」の場合の滞在場所を具体的（公共交通機関、飲食店など）に記入し、その際に実施した感染予防対策（マスク、手指消毒、会話自粛）についてチェックする。
- ・実習開始後も、「健康状態」および「感染リスク行動」のチェックを毎日実施する。
 - *看護総合実習および助産実習（4年生）、領域別看護学実習および公衆衛生看護学実習（3年生）、基礎看護学実習Ⅱ（2年生）、基礎看護学実習Ⅰ（1年生）の各実習初日の2週間前からチェックが必要となる。期間中、土日祝日など2週間以内の中断がある場合も継続して健康状態のチ

チェックを行う。

*領域別看護学実習および公衆衛生看護学実習（3年生）については、長期間に及ぶことから「健康・リスク行動チェック表」用のフラットファイルを大学から提供する。その他の看護学実習については紛失がないように学生の実習記録等のファイルに綴じて管理する。

②健康状態・感染リスク行動の申告と相談

- ・記入した「健康・リスク行動チェック表」については、実習担当教員または担当臨地実習指導者に提出して確認を受け、確認を受けたことより申告したものとする。
*各実習初日には、それまでの2週間分のチェック表と当日のチェック表を提出する。
- ・「健康・リスク行動チェック表」を忘れてきた場合は、その日の実習はできないものとする。
- ・「健康・リスク行動チェック表」の記入、提出、保管などの取り扱いの詳細は、「健康・リスク行動チェック表（実習開始前）」と「同表（実習期間中）」に記載する。
- ・実習開始まで、または実習期間中に健康状態や感染リスク行動において臨地実習出席の可否について疑問がある学生は、メールで実習担当教員に相談する。

(2) 実習担当教員等による健康状態・感染リスク行動の確認

- ・実習担当教員または臨地実習指導者（担当教員等）は、学生から提示された「健康・リスク行動チェック表」を確認し、必要に応じて近医受診や自宅待機の指示を行う。メールでの問い合わせに対しても、症状や感染リスク行動の有無等を確認し同様の指示を行う。

①実習2週間前の申告確認

- ・「健康・リスク行動チェック表（実習開始前）」については、実習初日に当該実習1クール目の担当教員等が確認する。

②実習開始後の申告確認

- ・実習開始後は、学生が記入した「健康・リスク行動チェック表（実習期間中）」を当該領域の実習担当教員等が毎朝確認する。
- ・当該実習クールが終了後の土・日等の臨地に行かない日の申告確認については、次クールの担当教員が行う。
*基礎看護学実習Ⅰについても、同様の扱いとする。

2) 発熱等の症状がある学生への対応

(1) 健康状態・感染リスク行動のチェックで「有」がある学生の行動

①実習開始2週間前まで

- ・「健康・リスク行動チェック表（実習開始前）」等により、発熱等の症状があった学生は、「新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策及び対応について」に従い、教務学生課にメール等で報告し、近医に受診する。
*近医には直接受診せず、電話連絡の後に受診する。なお、受診先に迷う場合には、最寄りの「受診・相談センター」に連絡する。

②実習期間中

- ・「健康・リスク行動チェック表（実習期間中）」により発熱等の症状があった学生は、臨地に出向かず自宅待機とし、実習担当教員及び教務学生課にメールで連絡後、近医に受診する。

③受診後の学生の行動

- ・近医等に受診した結果を実習開始前であれば教務学生課に、実習期間中であれば実習担当教員お

よび教務学生課にメールまたは電話で報告する。

*近医等を受診し、PCR 検査をしていなくても、医師が実習可とした場合は実習できるものとする。

また、医師の判断がつかない場合は、発症から 4 日間または、発熱等の症状が消失してから 2 日間を自宅待機とする。

(2) 申告確認時に症状が確認された学生への対応

- ・事前に症状の報告がなく、実習施設において「健康・リスク行動チェック表」で発熱等の症状が確認された場合、または実習開始後に症状が出現した場合には、当該学生の実習参加を中止とし、実習施設内での感染症外来、または近医を受診するよう指導する。
- ・施設内での受診または、近医を受診後は、(1) 健康状態・感染リスク行動のチェックで「有」がある学生の行動」に従う。

(3) 家族（学生と同居）に発熱等の症状があった場合

- ・家族（生活を共にする）に、発熱などの感染が疑われる症状があった場合は、学生から家族に近医への受診または受診・相談センターへの連絡を勧める。
- ・実習への参加は可とするが、健康状態の変化に留意する。

3) 新型コロナウイルス感染症を発症した学生への対応

- ・医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断あるいは疑いとされた学生については、実習への出席を停止とする。
- ・出席停止は、PCR 検査の陰転化などの退院基準を満たし、保健所等の指示により、他者への感染リスクが消失した時点で解除する。ただし、実習参加の可否については実習施設の感染対策に従って決定する。

4) 濃厚接触者と判断された学生への対応

- ・接触から 14 日間自宅待機とし、発熱などの症状がない場合に、保健所等の指示に従って実習への参加を判断する。
- ・PCR 検査が陰性であっても、新型コロナウイルス感染患者との最終接触から 14 日間、健康状態に注意を払い、自宅待機とする。自宅待機中に何らかの症状が出現した場合は、保健所に連絡する。
*14 日間自宅待機後、PCR 検査結果が陰性の場合であっても、現時点の実習施設に学生の接触状況等を報告し、施設の感染対策に従って実習参加の可否を決定する。

5) 濃厚接触者と判断された者と同居、それに準ずる接触があった学生への対応

- ・濃厚接触者と判断された者の PCR 検査結果が出るまで、同居またはそれに準ずる接触があった学生は自宅待機とする。
- ・濃厚接触者と判断された者の PCR 検査の結果が陰性の場合、実習参加を可とする。
- ・濃厚接触者と判断された者の PCR 検査の結果が陽性の場合、4) 濃厚接触者と判断された学生への対応に準ずる扱いとする。
*濃厚接触者と判断された者の PCR 検査の結果が陽性であっても、保健所等が当該学生を濃厚接触者と判断しない場合は、現時点の実習施設に学生の接触状況等を報告し、施設の感染対策に従って実習参加の可否を決定する。

6) 実習施設における学生の感染予防対策

- ・スタンダードプリコーションを遵守する。
- ・昼食時以外は、常時マスクを着用する。
- ・実習施設更衣室利用時に人が集中しないように学生自らが留意する。
- ・患者・患児を抱えるなどの接触する援助のときには、原則ディスポーザブルガウンやエプロンを着用する。フェイスシールドについては実習施設の使用状況に応じる。
- ・体温計、パルスオキシメーター、聴診器などは、使用の都度、アルコール綿等で拭く。
- ・パソコンなどの複数の者が触れる機器類を取り扱った場合には、手洗いまた手指消毒を行う。
- ・昼食時は3密にならないように留意し、会話を慎む。
- ・ユニフォームは適宜洗濯し、実習ローテーションにより次の実習施設に移動する際は、ユニフォームの洗濯とナースシューズのアルコール等による清拭を徹底する。

7) 実習施設もしくは大学で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

- ・発症した者との接触の多寡により、原則として実習グループ単位で中止を判断する。

(1) 実習施設内での発症

- ・学生との接触が多いと考えられる受け持ち患者、受け持ち患者同室者、園児・児童・生徒、地域住民に発症した場合は中止。

(2) 実習施設での新型コロナウイルス感染症患者受け入れ

- ・学生が実習する病棟内に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は実習中止。
*感染者が完全に隔離されており、学生との接触がないことが保証される場合は実習継続。

(3) 大学内での発症

- ・実習グループメンバー内で発症した場合は実習中止。
- ・他学年で発症するなど、実習グループメンバーとの接触の機会がない場合は実習継続。

8) その他の感染予防

- ・ソーシャルディスタンスを保った日常生活に留意する。
- ・これまでにクラスターが発生している施設（ライブハウス、カラオケ、スポーツジム等）への立ち入りは自粛する。
- ・アルバイトについては自粛を要請する。特に実習開始2週間前からはアルバイト禁止とする。
- ・エレベーターなどの密閉環境を避ける。
- ・外出時にはマスクを着用する（2m以内で人と遭遇する機会があるときには必ず着用）。
- ・手指消毒を励行する（公共物に接触した後には必ず手指消毒または手洗い）。
- ・感染が流行している地域への不要不急の移動を自粛する。
- ・厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールして活用することを推奨する。
- ・三重県LINE公式アカウント「三重県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」への登録を推奨する（受診・相談センターへのアクセスが簡単になる）。
*「新しい生活様式」の実践例を参照のこと

9) 新型コロナウイルス感染症発症による出席停止および自宅待機の取り扱い

- ・新型コロナウイルス感染症の発症による出席停止、濃厚接触者と判断された場合や発熱等の症状出現、濃厚接触者と判断された家族のPCR検査結果が判明するまでの自宅待機となった場合については、出席

と同様の扱いとする。ただし、出席した日数が実習期間の4分の3を満たさない場合や、学習内容が満たされない場合は、後日、学内または遠隔等により実習を行う。

- ・なお、現在定めている追実習期間については柔軟に対応する。

2. 実習施設における学生への感染予防対策としてのお願い

- ・常時換気が可能なカンファレンス室の提供
- ・実習施設内で新型コロナウイルス感染症発症した場合、学生との接触状況に応じて、施設内看護職員と同様の取り扱いとすること。
- ・実習施設に行ってから有症状学生が出現した場合、実習施設での対応が可能であれば感染症外来等の受診およびPCR検査の実施をお願いしたい。

3. 大学と実習施設両者で特に検討したいこと

- ・実習開始時間（ラッシュ時間を避けるかどうか）
- ・実習終了時刻は15時を目安としたい。
- ・実習期間・実習時間の柔軟な対応（学習内容を担保しつつ、実習時間・期間を検討）
- ・エアロゾルが発生する治療・処置・ケアについて
- ・受け持ち患者の選択について（例年以上に）

4. その他

1) 実習担当教員の予防対策

- ・実習担当教員についても、学生の感染予防策に準じて、「Covid-19 感染予防用『健康・リスク行動チェック表』（実習開始前）」または、「同表（実習期間中）」を用いて、実習開始2週間前から健康状態および感染リスク行動をチェックする。

2) 学内実習について

- ・学内で行う実習についても、本対策を準用する。

資料2 2020年度の看護学の領域別臨地実習

1. 領域別臨地実習の状況

表 2020年度後期の領域別看護学実習の実際

科目	臨地	学内
小児看護学		○
成人（急性）看護学	○	
成人（慢性）看護学	○	○
母性看護学	○	○
老年看護学		○
精神看護学	○	
在宅看護学		○
公衆衛生看護学	○	○

密接・密集・密閉空間の三密を避けるために、実習終了時間を16時半から15時に変更した。病院によっては、病棟当たりの人数を半分にすることが求められた。学内では遠隔のプログラムも導入された。

2. 領域別実習を終えて見えたこと

さまざまな教育方法が試みられた結果、臨地で行うことの重要性を認識すると共に、これまでの実習方法が最善とは言い切れないかもしれという気付きがあった。領域別実習に関して教員と学生から聞き得たことは以下のようであった。

1) 教員から：2021年2月に各領域の長から聞いた評価である。

[学内でのプログラムにより得られたこと]

- ・学生は学習時間が確保され、理解が深まっていた
- ・自らの思考を整理する時間が取れた
- ・学内では失敗しても良い
- ・失敗したことを振り返り、やり直して学ぶことができた
- ・他学生の取り組みや考え方、手技の実際を見て、考えを深めていた
- ・学生は睡眠を削るなどして疲れ果てている状況ではなく、積極的に取り組んでいた

[臨地に出たときの学生の様子]

- ・少ないチャンスを生かそうという意欲が学生にあった
- ・1病棟当たりの人数を2-3人と少なくしたため、指導の目が届いた
- ・終了時間を早めにしたので、学生に余裕があった
- ・昼食時に会話をしないということもできていて、きちんとしていた

[臨地に出ることで経験できること]

- ・医療現場の雰囲気を肌で感じる
- ・病者と関係性をつくる
- ・看護師と話す
- ・医師等他の医療職と話す
- ・多職種連携を目にする
- ・病者の状況に合わせて技術を用いる

2) 学生から：2021年2月に3年生3名から体験を聞いた。

[学内実習について]

- ・自分の時間が多かった
- ・終わってからすぐ図書館に行けた
- ・ロールプレイを繰り返して実施したので、振り返りができ、次はより良いものにしていった
- ・一連の流れを通して患者役をやって、患者さんがどう感じるかがわかった
- ・グループ内で全員が違う事例だったし、情報も看護師（教員）に聞きにいかないとならなかったのも、すごく勉強になった
- ・遠隔から現場の保健師の話も聞けて、たくさん学べた

[臨地へ行けなかったことについて]

- ・成人の実習は高齢者だったし、祖父母（70代）がいるので、お年寄りのイメージは付くが、子どもと在宅は、対象のイメージがつかなかった
- ・ロールプレイをしても、“子ども”は学べなかった

[臨地実習で感じたこと]

- ・肌で感じる
- ・緊張感がある

- ・実際の患者と会う（ロールプレイだと相手が友だちで、言葉遣いや説明の仕方が違った）
- ・自分で情報を取りに行く、何が必要かを考える
- ・しかし情報をもろうためのコミュニケーションだったかもしれない
- ・情報を取りに行くコミュニケーションでなく、コミュニケーションをとることも学んだ
- ・本で見てわかっていることが、実際は違う
- ・他の学生の受け持ち患者を含めて多くを学べる

[領域別実習を終えて不安なこと]

- ・実習は自分の向き・不向きを、実際を見てわかる機会だが、それができなかったところがある。

3. まとめ

学生が実習に求めているのは、成長発達各レベルの人々の実際を知ること、肌で現場を感じる体験をすること、本物の患者に看護をすること、自身の将来を考えるきっかけになることの4点であった。教員はシミュレーションの良さとその限界、現場での実習の意味の再確認をすることになった。

看護は机上のものではなく、相手がいて実際に自分を道具と実施することである。健康課題を持った相手に専心し、技術（看護技術、医療技術、情報）を提供して、その効果を共に体験するのが看護であり、これを体験するのが実習のポイントである。一方シミュレーションは、場面を切り取って繰り返し練習できる利点がある。振り返りができないまま進むのではなく、体力も気力もあって、積み重ねていけることで、学びの深さが得られる可能性がみえた。

COVID-19のパンデミックは、人と人との関係の在り方を変え、看護学教育にも大きな影響を及ぼした。パンデミックが去れば、元の世界が戻ってくるわけではなく、“変わらないものと変わるもの”を見極め、今年度の体験を仮のものに終わらせず、未来の教育を考えるきっかけにしたい。学生にとって、また臨地の現場にとって、より良い教育方法を探索し実行したいものである。今年度は、全ての臨地実習において、さまざまな工夫がなされ、教員一人一人も考えることが多かったと思う。各人の努力と工夫、そして思考に敬意を表したい。

資料3 学生への注意喚起

1. 注意喚起の状況

表 学生への注意喚起（2020年7月～2021年3月）

発出月日	件名
7月24日	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する改めでの注意喚起
8月5日	夏季休暇中の生活に関する注意について
10月2日	後期の学生生活に関する注意について
12月4日	新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応について (Ver2)
12月17日	冬期休暇中の生活及び新年の行事に関する注意について
1月6日	後期の学生生活に関する注意について (Ver.2)
1月14日	【再送】後期の学生生活に関する注意について (Ver.2)
2月15日	春季休暇中の学生生活に関する注意喚起について
3月29日	新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応について (Ver3)
3月31日	新型コロナウイルス感染症にかかる連絡等(4月以降の登校含む)

2. 春季休暇中の学生生活に関する注意喚起について

都市部における新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が延長され、三重県においても独自の緊急警戒宣言が3月7日まで延長となりました。

県内の感染事例の中には、感染予防策への気の緩みによると思われる事例が散見されます。全国の新規感染者数は1月中旬以降減少傾向となっているものの、重症者数、死亡者数は引き続き高い水準にあります。春季休暇中の生活については、以下のことを注意してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（PCR検査で陽性になった場合）、濃厚接触者とされた場合、及びそれらの疑いがある場合は、直ちに教務学生課に連絡してください。

【連絡先】 電話：059 233 5603 (5602) メール：kyomu@mcn.ac.jp

※土日祝日及び教務学生課窓口の事務取扱時間外はメールにて連絡すること

(教務学生課窓口の事務取扱時間：平日8時30分～18時00分)

【報告事項】

- ① 症状 ② 感染又は濃厚接触者となった経緯 ③ 陽性であった場合、自分が接触した者（濃厚接触者）
- ④ 最終来学日 及び来学の目的（授業、図書館等） ⑤ 保健所からの指示内容等

(2) 体調管理について

毎日、体温記録用紙に体温を記入し、発熱その他新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いがある場合は来学や課外活動への参加をしないでください。外出時は、マスクの着用や手指消毒を徹底し、混雑する場所への外出は控えてください。

(3) 旅行や県外への移動について

- ① 不要不急の旅行や移動は控えてください。特に、海外への渡航は禁止します。卒業式や就職を予定している4年生はもちろんのこと、全ての学生は、慎重に行動してください。
- ② 県外への移動については、その必要性や移動先について慎重に検討してください。そのうえで県外への移動が必要な場合は、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよく確認してください。実習で行動制限がある場合は、担当教員の指示に従ってください。

(4) 会食、イベントへの参加について

- ① 多人数での会食は自粛してください。
- ② 少人数での会食やイベントへの参加は、感染リスクについて特に注意を払い、開催地域での感染の状況等を考慮し、十分な感染防止対策が取られていない場合は参加しないでください。参加する際には、参加する際には、十分な対策を講じるとともに、身体的距離を確保し、食事中など、マスクを着用していない時は会話を控えてください。また、少人数であっても、カラオケや長時間の会食など、感染リスクの高い行動は自粛してください。

(5) 大学構内での感染防止について

来学時は、マスクの着用や手指消毒を徹底し、十分な身体的距離を確保してください。食事中など、マスクを着用していない時は会話を控えてください。使用済みのマスクや、鼻汁を拭いたりフェイスシールドを消毒したりしたティッシュ等は、学内の専用のごみ箱に捨ててください。

(6) サークル等の課外活動について

- ①課外活動は、当面の間、自粛することが望ましいです。なお、他大学と共催して行う課外活動については禁止するものとします。
- ②大学行事以外での本学施設（教室・体育施設等）の使用は認めません。
- ③合宿など、宿泊を伴う課外活動は禁止します。
- ④サークル等での会食やコンパを禁止します。
- ⑤実習を予定している学生については、実習の2週間前以降の課外活動を禁止します。

(7) アルバイトについて

市中感染の例が報告されていることから、なるべくアルバイトをしないことが望ましいです。経済的な理由によりやむを得ずアルバイトをする場合は、マスクの着用や手指消毒など、基本的な感染防止策を徹底してください。

実習を予定している学生については、臨地実習、学内実習ともに、実習の2週間前以降のアルバイトを禁止します。生活に困窮する場合は、教務学生課に相談してください。

(8) 大学から大学からの連絡についての連絡について

状況に応じ大学からや掲示やメールにて連絡メールにしますので、頻繁に確認してください。

(9) その他

対応について不明な点がある場合は、教務学生課等に確認してください。

令和3年2月15日 学生委員会